

延総農第523号
令和8年2月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

延岡市長 三浦 久知

市町村名 (市町村コード)	延岡市 (45203)
地域名 (地域内農業集落名)	東海地区 (平田集落、中原集落、小梓集落、寺島集落、恋島集落、無鹿集落、牧集落、柚の木田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 12月 12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地の区画や道路の幅が狭く、一部の農地では高低差が顕著で用水の確保が困難となっている。そのため、大型農業機械の導入や高生産性農業の展開が困難であり、市内最大規模の穀倉地帯でありながら、その地域特性を生かせていない。効率的な農業をしていくためにも、農地の大区画化や集積・集約化が必要。
地域の農業者の高齢化に伴い、新たな農地の受け手の確保が急務。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、裏作や収益性の高い野菜等への転作にも積極的に取り組む。野菜等については農業を担う者を含めて栽培方法を確立し、農家所得の向上を図る。また、ほ場整備事業を行うことで認定農業者を中心とした地元の農家への集約化を進め、経営規模の拡大および経営体質改善を図り、農業生産の合理化と営農条件の向上等、近代化農業に対応しうる基盤づくりを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	170.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	170.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。農業利用が困難な農地は保全管理に取り組み、遊休農地の発生防止に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

農地利用最適化推進委員や機構の駐在員らと連携し、認定農業者や認定新規就農者を中心に段階的な農地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

行政や関係機関と連携して農地バンクへの貸付けを積極的に行い、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員および機構の駐在員らと調整し、所有者の貸付け意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地権者の同意を取得し、農地の大区画化、用排水路の改修および構築物の整備（水門等）、暗渠排水による乾田化などのほ場整備事業を実施する。整備計画の策定にあたっては、土地改良区や行政と連携して取り組み、できる限り地元負担を抑えた補助事業の採択を目指す。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

行政やJAと連携し、認定農業者や将来の担い手として期待される新規就農者をはじめとする多様な経営体について、地域内外から募集する。また、必要に応じて栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内の農作業効率化のため、必要に応じて稲作に係る一連の作業を川原農園株式会社、水稻の育苗及び乾燥、糲摺り作業は延岡地区糲すり業組合に委託する。また防除作業は延岡スカイサービス株式会社に委託することで、担い手の負担を軽減し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して地区内の農地全域にワイヤーメッシュ柵を設置する。設置にあたっては、効果的な施工になるよう行政や関係機関と相談しながら整備計画を立てる。
- ③スマート農業を取り入れ、ドローンによる牧草等の播種、防除作業、肥料散布等を実施することで作業の効率化を図る。
- ⑧担い手の営農計画や利用状況などを考慮し、農業機械の共同利用等のため、農業用施設の集約化を進める。
- ⑨【農地シャッフル会の実施】担い手の効率的な営農を実現するため、行政と連携し、農地のシャッフル（農地の交換）を進めることで経営農地の集約化を図る。